

答申日：令和4年 4月 27日

答 申

第1 香川県広域水道企業団個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の結論

香川県広域水道企業団●●ブロック統括センター所長（以下「処分庁」）が一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った保有個人情報について、別表の「審議会の判断（開示すべき部分）」に記載した部分については開示すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 保有個人情報の開示請求

審査請求人は、令和3年9月21日付けで、香川県広域水道企業団個人情報保護条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第3号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、香川県広域水道企業団●●ブロック統括センター所長に対し、次の保有個人情報の開示請求を行った。

「時間外勤務手当の未払い及び不適切な事務処理についての文書」

2 処分庁の決定

処分庁は、開示請求のあった保有個人情報については、当該文書に記載された事案の経緯や分析等の情報は、人事管理に係る事務に関するものであることから、条例第15条第5号エに該当することと、当該文書は、本人と本人以外の者の情報が一体となって形成されており、本人以外の者の情報も含めて当該情報全体が「自己を本人とする保有個人情報」となっているため、条例第15条第2号に該当するとし、保有個人情報の一部開示の決定を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書の全部の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している内容は、次のとおりである。

- (1) 当該文書が請求人以外の情報が含まれ、請求人以外の個人が特定させる手がかかりとなり、権利利益が害されるとしているが、当該文書は「事実」が記載されている報告書に過ぎない。
- (2) 当該文書は、当事者である請求人が知りえない「事実」が存在するはずがなく、これの開示をもって不利益を被るものは存在しない。
- (3) 当該文書の開示をもって不利益となるのは「事実」ではなく「虚偽・捏造」により本件文書が作成されている場合の当事者（＝請求人）のみである。
- (4) 実施機関は人事管理に関することも不開示の理由としているが、「時間外勤務手当の未払い及び不適切な事務処理」に係る処分を行うのは香川県広域水道企業団ではなく別団体の△△市であり、当該文書は企業団の人事管理に係る文書に該当しない。
- (5) 当該文書の内容次第（虚偽・捏造により作成されている場合）では、当事者である請求人が著しい不利益を被るため、条例第 15 条第 2 号の後段「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」に該当すると考えられる。
- (6) 仮に一部開示決定が相当であるとしたならば、保有個人情報の内容が事実でない場合、開示文書に対して訂正の請求ができる訂正請求権が規定されているにもかかわらず、内容が不開示であれば、虚偽文書が作成されていたとしても訂正請求権の行使すらできず、権利利益の不当な侵害に対抗することができなくなる。

3 反論書による主張

反論書による主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「本文書が報告書に過ぎない」に対する弁明について
実施機関は、当該文書は人事管理に係るものである旨の弁明であるが、処分庁は企業団ではないため、企業団の人事管理に係る文書ではないことは明らかである。また、当事者ら（請求人も含め）が矯正措置となっていることを不開示の理由としているが、開示の適否と措置云々とは無関係である。
- (2) 「そもそも当事者である請求人が知りえない「事実」が存在するはずがなく、これの開示をもって、不利益を被る者が存在しないこと」に対する

弁明について

実施機関は弁明書の中で、開示により請求人が不利益を被らないことを認めており、不開示とする理由がないため公開すべきである。さらに請求人以外の当事者が不利益を被る可能性について主張しているが、当該文書は当該案件における報告書であり、いわゆる報告書でないため、全く関係のない第三者が文書中に存在するはずがなく、開示による（請求人以外）の不利益の発生のおそれがない。

- (3) 「「時間外勤務手当の未払い及び不適切な事務処理」に係る処分を行うのは香川県広域水道企業団ではなく別団体の△△市であり、そもそも当該文書は企業団の人事管理に係る文書に該当しないこと」に対する弁明について

実施機関はその記述により、企業団が処分庁でないことを示しており、企業団の人事管理文書に該当しないことは明らかである。

- (4) 「本件文書の内容次第（虚偽・捏造により作成されている場合）では、当事者である請求人が著しい不利益を被るため、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第 15 条第 2 号の後段「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」に該当すること」に対する弁明について

第 15 条は個人情報の開示請求に対しての開示義務を定めているものである。第 2 号を含む各号は限定的な除外を示すものであり、これを拡大解釈し、不都合な文書を不開示とする手段に用いられたものではない。なお、実施機関は第 2 号については開示請求者以外の個人情報の規定との主張であるが、請求人は当初より第 15 条 2 号の後段が、今回の開示請求の開示理由に該当する（不開示の理由とはならない）としているものである。

- (5) 「同条例では個人情報の内容が事実でない場合、内容が不開示であれば、虚偽文書を作成されたとしても訂正請求権の行使すらできず」に対する弁明について

実施機関は条例第 27 条第 2 項に規定する資料の提出等について記述しているが、第 27 条は第 26 条の訂正請求権の行使の手続きを定めているものであり、そもそもの前提となる開示を行っていないものに対して「訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料」の提出等を主張することはその論理が破綻していると言わざるをえない。また、実施機関記述の後段の「客観的な正誤の判断になじむ情報が記載されているとはいえない。」については当該情報の記載がない旨の主張であるが、記載の

有無による開示・不開示の判断となるとの前提（「客観的な正誤の判断が容易云々」）は第26条の「事実」に対する実施機関の解釈にすぎず、それをもって不開示とする理由とはならない。

(6) その他の審査請求人の主張について

「実施機関が認識した事実を記載したもので、虚偽、捏造により作成した文書ではない」との実施機関の主張であるが、そもそも、弁明書の文書中「審査請求人により資料提出を強く求められたため、職員との信頼関係に基づき、本文書から実施機関が認識してある「2経過」の部分について、文書提供した」の報告書（の一部のみ）について、請求人が実施機関から指示をうけ、これを確認したところ虚偽の内容であったため、「2経過」以外の部分についても、内容の確認（正しい事実が記載されているかどうか）が必要であるため、個人情報の開示請求により全面開示を求めているものである。

第4 処分庁の説明の要旨

弁明書による説明は、おおむね次のとおりである。

1 「本文書が報告書に過ぎないこと」について

本文書は、この事案についての関係者との協議用に作成したもので、「1当事者」「2経過」の部分は、実施機関が認識した経緯を記載したものであり、それ以外の部分は、これらから明らかになった問題点や対策などを記載したものである。

当該事案は、矯正措置の対象となっており、当該文書に記載された事案の経緯や分析等の情報は、人事管理に係る事務に関するものである。本事案は、非違行為としてしかるべき手続を経ており、その結果、当事者らは矯正措置となっている。この結果に至る過程は、矯正措置等を公正に行うため、秘密を前提として行われており、開示することにより関係者との信頼関係、協力関係が損なわれるおそれがある。

また、今後、これらの事務に係る文書について、事案当事者への開示が前提とされるならば、率直かつ的確な記載がされず、公正かつ妥当な対応を行うための必要な情報が、十分に得られなくなるおそれがあり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

2 「そもそも当事者である請求人が知りえない「事実」が存在するはずがなくこれの開示をもって、不利益を被る者が存在しないこと」について

本案件は、当事者が請求者以外にも別の当事者が存在していることから、審査請求人が審査請求人以外の当事者とともに関わった事案が記載され

ているため、審査請求書に記載のとおり審査請求人自身の不利益を被るものではないが、審査請求人以外の当事者に不利益を被るおそれがある。当該文書に記載の案件は、矯正措置の対象となっており、矯正措置を行った△△市においては、慣行としてこれを公にし、又は公にすることを予定しているものではない。これを開示できるとすれば、この情報を公にすることも可能となるが、この情報は一般的にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるものであるため、審査請求人以外の当事者が不快に感じるなど、不利益を被るおそれがある。

- 3 「「時間外勤務手当の未払い及び不適切な事務処理」に係る処分を行うのは香川県広域水道企業団ではなく別団体の△△市であり、そもそも当該文書は企業団の人事管理に係る文書に該当しないこと」について

「派遣職員の取扱いに関する協定書」により「派遣職員の分限処分及び懲戒処分は乙が行い、その事由、手続き及び効果については、△△市の関係規程の定めるところによる。この場合において、処分を必要とする事由が生じたときは、その都度甲乙協議するものとする。」(甲：企業団企業長、乙：△△市長)としている。

本事案は、1に記載したとおり、開示することにより関係者との信頼関係、協力関係が損なわれ、これらの事務に係る文書について、事案当事者への開示が前提とされるならば、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

- 4 「本件文書の内容次第（虚偽・捏造により作成されている場合）では、当事者である請求人が著しい不利益を被るため、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第15条第2号の後段「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」に該当すること」について

条例第15条第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報についての不開示情報を規定したものであって、審査請求人本人の情報についての規定ではない。

また、不開示情報は、現に記載されている内容が各項に該当すれば不開示と判断するものであり、虚偽・捏造を前提としての判断を規定するものでもない。

- 5 「同条例では個人情報の内容が事実ではない場合、内容が不開示であれば、虚偽文書を作成されたとしても訂正請求権の行使すらできず」について

条例第26条第1項は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内

容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。」と規定している。ここでいう「事実」とは、客観的な正誤の判断が容易であり、判断を伴わないものであると解している。このため、同条例第27条第2項にあるとおり、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料の提出、又は提示を求めているところである。

当該文書の不開示部分には、このような客観的な正誤の判断になじむ情報が記載されているとはいえない。

6 その他の審査請求人の主張について

1から5以外の主張については、個人情報開示等に影響するものではないものと思料するが、参考までに、意見を述べる。

「不利益となるのは「事実」ではなく「虚偽・捏造」により本件文書が作成されている場合により本件文書が作成されている場合の当事者（＝請求人）のみです。」など、当該文書があたかも虚偽、捏造により作成されたような記載が随所にみられるが、実施機関が認識した事実を記載したもので、虚偽、捏造により作成した文書ではないことを申し述べる。

なお、本事案による対応のひとつが、審査請求人を含む当該事案の関係者の矯正措置となったが、その結果に至る過程には、審査請求人によって認識している事実を述べる機会、顛末書の提出によって与えられている。そもそも審査請求人が当該文書を特定して存在を知り得ているのは、当該事案についての顛末書の提出を人事課から求められたことを審査請求人に伝えたところ、審査請求人により資料の提示を強く求められたため、職員としての信頼関係に基づき、本文書から実施機関が認識した事実関係として記載してある「2経過」の部分について、文書の提供をしたためである。仮に審査請求人の認識している事実と相違しているのであれば、顛末書に盛り込むことは可能であったと考える。

第5 審議会の判断

1 判断における基本的な考え方について

審議に当たっては、条例第1条の趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈の上、判断する。

本件処分に対する審査請求では、本件保有個人情報の内、不開示決定とした本件処分の適否を判断するにあたり、本件保有個人情報を項目ごとに開示情報又は不開示情報に該当するかを検討する。

香川県広域水道企業団個人情報保護条例

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を

定め、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 本件処分における条例第 15 条各号の該当性について

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書並びに処分庁から提出された弁明書を踏まえ、その不開示情報の該当性について、以下のとおり判断する。

(1) 条例第 15 条第 2 号の該当性

条例第 15 条第 2 号では、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と定めている。

本件処分により条例第 15 条第 2 号に該当するとして不開示とされた部分は、確かに処分庁の主張するとおり、文書全体が審査請求人及び第三者の事が記載されたものである。しかし、「別表」の審議会の判断により不開示とした部分以外は、審査請求人及び第三者が矯正措置を受けるまでの経緯や処分庁の対応等が記載されたものであり、請求人が既に知り得ている情報（既知情報）であって、条例 15 条第 2 号の解釈からも、条例第 15 条第 2 号における不開示情報には該当せず、開示することが妥当であると判断される。

条例第 15 条第 2 号により審議会の判断において不開示とした部分は、処分庁の説明のとおり、第三者にあたる職員の氏名や職名等の情報が記載されており、この情報は一般的にこれを他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、不開示情報とすることが妥当であると判断される。

(2) 条例第 15 条第 5 号エの該当性

条例第 15 条第 5 号エでは、実施機関が行う人事管理に関する情報であって、開示することにより、当該事務の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報と定めている。

本件処分により条例第 15 条第 5 号エに該当するとして不開示とされた部分は、「別表」の審議会の判断で不開示とした部分以外は、審査請求人及び第三者に対する強制措置を受けるまでの経緯や処分庁の対応等を記録したものであり、請求人が既に知り得ている情報（既知情報）であることから、処分庁が主張するところの実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより当該事務の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められず、条例第 15 条第 5

号エには該当しない。

条例第15条第5号エにより審議会の判断において不開示とした部分は、処分庁の説明のとおり、これを開示することになれば、率直かつ的確な意見陳述がされず、公正かつ妥当な対応を行うための必要な情報が、十分に得られなくなるおそれがあり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第15条第5号エに該当し、不開示情報とすることが妥当であると判断される。

よって、当審議会は、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審議会の審議経過

当審議会は、本件諮問事件について、次のとおり審議を行った。

年月日	審議の経過
令和3年12月28日	諮問書受理
令和4年2月28日	審議
令和4年3月23日	審議
令和4年4月27日	答申

[別表]

項目	処分庁が不開示とした部分	審議会の判断 (結論)	審議会の判断 (開示すべき部分)	審議会の判断 (判断の根拠)
1	3行目～4行目	一部開示	4行目	不開示部分は第15条第2号に該当
2(1)	1行目～3行目	一部開示	1行目9文字目以外の箇所	不開示部分は第15条第2号に該当
2(2)	1行目～2行目	一部開示	1行目20文字目～44文字目以外の箇所	不開示部分は第15条第2号、第5号エに該当
2(3)	1行目～2行目	開示	全て	既知情報に該当
2(4)	1行目～3行目	開示	全て	既知情報に該当
2(5)	1行目～3行目	一部開示	2行目27文字目以降以外の箇所	不開示部分は第15条第5号エに該当
2(6)	1行目～2行目	開示	全て	既知情報に該当
2(7)	1行目	開示	全て	既知情報に該当
2(8)	1行目	開示	全て	既知情報に該当
3	1行目	開示	全て	既知情報に該当
3(1)	1行目	開示	全て	既知情報に該当
3(2)	1行目	開示	全て	既知情報に該当
3(3)	1行目	開示	全て	既知情報に該当
3(4)	1行目	開示	全て	既知情報に該当
3(5)	1行目	開示	全て	既知情報に該当
3(6)	1行目	開示	全て	既知情報に該当
4	1行目	開示	全て	既知情報に該当
4(1)	1行目～4行目	一部開示	3行目33文字目から45文字目以外の箇所	不開示部分は第15条第2号に該当
4(2)	1行目	開示	全て	既知情報に該当
4(3)	1行目～4行目	開示	全て	既知情報に該当